

和泉個審答申第4号

令和元年10月18日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会長 森口 佳樹

基幹統計調査における住民基本台帳の利用等について（答申）

令和元年8月29日付け諮問第1号で諮問のありましたみだしの件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第9条第1項第6号の規定に基づく本件諮問は、「3 審査会の判断」の附帯意見を付して、承認するものとする。

2 実施機関の諮問の概要

（1）個人情報の利用及び提供について

市は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく国勢調査をはじめとする各種基幹統計調査を地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく法定受託事務として、事務を執行している。

近年における市民の個人情報保護意識の高まりや統計調査員の不足等により、調査の実施が困難になってきており、限られた調査期間の中で、正確・確実な調査を行うためには、住民基本台帳を利用し、効率的に調査を行う必要がある。

具体的に統計調査事務を実施する際は、住民基本台帳記載データを利用して、調査対象者の名簿を作成し、又は調査票に記入すべき情報を補記し、当該名簿や調査票を大阪府に提出する。

（2）個人情報保護措置について

個人情報保護の観点から、情報の利用又は提供については次の保護措置を行う。

①利用時において

ア 利用する情報は、統計調査の実施に必要最小限度の情報とする。

- イ 国等から住民基本台帳の利用に関する通知があった場合にのみ利用する。
- ウ 住民基本台帳システムを操作する者は、市職員に限定する。
- エ システム利用端末、出力したデータ、住民基本台帳データを記載した調査票等は、施錠できる部屋で保管する。

②提供時において

- ア 提供する情報は、統計調査の実施に必要最小限度の情報とする。
- イ 紙媒体を大阪府等に持参する場合は、複数人の市職員が直接搬送する。
- ウ 電子メールによる場合は、暗号化等の措置を講じる。

(3) 諮問の必要性

市が統計調査事務を実施する際に、住民基本台帳データを利用して、調査対象者の名簿を作成し、又は調査票に記入すべき情報を補記し、当該名簿や調査票を大阪府に提出することが、個人情報取扱事務の目的以外に、個人情報を利用し、当該実施機関以外のものに提供することに該当することから、保護条例第9条第1項第6号の規定に基づき、当審査会に諮問した。

3 審査会の判断

保護条例第9条第1項は、実施機関が適正に収集した個人情報であっても、当初の目的以外での利用や外部への提供を行うことは、個人の尊厳の確保と市民の基本的な人権の擁護に反するおそれがあるため、個人情報の利用又は提供に一定の制限を定めたものである。ただし、本人同意があるとき又は法令等に定めがあるとき等は、本人以外からの個人情報の収集、目的以外での利用や外部への提供を認めているほか、審査会が公益上特に必要であると認めた場合にも本人以外からの個人情報の収集、目的以外での利用や外部への提供を認めている。

統計調査事務は、法定受託事務であって実施しないという選択肢はあり得ない性質の事務である。また、統計は、世帯や事業所等の状態を正確に把握し、行政施策の企画・立案のための基礎的情報を提供するものであり、国や地方公共団体の行政運営上根幹的な基盤として極めて重要な役割を果たしているだけでなく、大学等における学術研究や、個々の世帯や企業が的確な意思決定を行っていく上で、重要かつ公益性が認められる。

限られた調査期間の中で正確、確実な調査を行うためには、効率的に業務を実施していく必要があるから、住民基本台帳データを活用して、調査対象者の名簿を作成し、又は調査票に記入すべき情報を補記し、当該名簿及び調査票を大阪府等に提供することは認めるものの、大阪府への提供の際は、必要な範囲に限定して提供するものとし、住民基本台帳の基礎データ全てを加工せずそのままを提供するような方法は行わないことを求めるものである。

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
令和元年 8 月 1 3 日	諮問書の受理
令和元年 8 月 2 9 日	審査会招集 ・総務管財室からの説明 ・質疑応答 ・審議
令和元年 1 0 月 1 8 日	実施機関への答申